

初診料・再診料に対する 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当センターは、国の施策によるマイナンバーカードを用いての医療情報を取得できる体制を整備しております。

マイナンバーカードを用いて診療に必要な以下の情報を取得・活用して診療を行います。

- ・健康保険証の資格の有無
- ・高額療養費制度の負担区分
- ・診療情報
 - ・他院の受診歴、薬剤情報
 - ・特定健診情報等

令和5年4月1日より

マイナンバーカード利用の有無により初診料・再診料が変わります。

初診時 2点加算 再診時 加算なし

- ・マイナンバーカードによる受診で診療情報の取得に同意した場合

初診時 6点加算(令和6年1月1日以降 4点加算) 再診時 2点加算

- ・マイナンバーカードを利用せず、保険証での受診の場合
- ・マイナンバーカードにより受診したが
 - ・診療情報の取得に同意しなかった場合
 - ・破損等により利用できない場合
 - ・利用者証明用電子証明書が失効している場合

1点は1割負担では1円、2割負担では2円、3割負担では3円となります。
なお、実際の窓口負担金は1円台は四捨五入(10円単位)となります。

当センターは診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するために、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。